

「聚楽ヘルパーステーション」重要事項説明書

当事業所は御契約者に対して指定移動支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

聚楽ヘルパーステーション

京都市指定 第2660212230号

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 七野会
法人所在地	京都市北区大北山長谷町5番地36
電話番号・FAX	(075) 466-5095 FAX 467-8477
代表者名	理事長 井上 ひろみ
設立年月日	昭和60年 7月 24日

2. 事業所の概要

種類	移動支援
事業の目的	移動支援サービスは、障害者総合支援法令に従い、ご契約者が能力に応じてできる限り余暇活動の充実、社会活動の参加の機会の増進を図ることを目的として、サービスを提供します。
名称	聚楽ヘルパーステーション
所在地	京都市上京区大宮中立売上糸屋町198
電話番号・FAX	(075) 415-7711 FAX 415-7714
管理者名	東 友恵
運営方針	事業所の訪問介護員等のご契約者の心身の特性をふまえて、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、円滑に外出できるようご契約者の異動を支援する。
開設年月日	平成29年 3月 1日

3. 対象者の実施地域 京都市上京区全域

4. 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前6時～午後10時

*訪問介護員の派遣時間は、ご契約者、ご家族及び担当のケースワーカー、地域生活支援センター相談員と相談の上、決定いたします。

5. 職員の体制(職員の配置については指定基準を満たしております)

職種	資格	常勤	非常勤	職務の内容
管理者 (兼務)	介護福祉士	1名 (1名)		職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるよう統括する
サービス提供責任者(兼務)	介護福祉士	4名 (1名)		移動支援の利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、移動支援計画の作成等を行う。
訪問介護員	介護福祉士	5名	10名	事業の目的にあたる内容を実施する
	実務者研修修了者	1名	0名	
	初任者研修・訪問介護員2級課程修了者	0名	8名	

() 内は、他業務と兼務している員数

6・サービスの内容

サービス内容	サービス概要
身体介護を伴う移動支援	余暇活動や社会参加等を目的とした外出に、身体介護を伴う介助を行う。
身体介護を伴わない移動支援	余暇活動や社会参加等を目的とした外出に、身体介護を伴わない介助を行う。

6. 利用料金

- ・上記サービスの利用に対しては、移動支援サービス費が支給されます。
- ・移動支援サービス費の利用者負担は基本的にありません。
- ・利用者都合で前日17時以降のキャンセルが発生した場合キャンセル料を以下の額の支払いを受ける。
 - (1) 訪問介護サービス 1回につき 690円(税込料金)
 - (2) 緊急入院など、やむを得ず連絡ができなかった場合は除く。

☆外出支援に伴う費用について

- ・外出時の施設の入場料、利用料、交通費等の訪問介護員の費用については、ご利用者負担となります。
- ・外出支援中の訪問介護員の食事代は、訪問介護員が負担します。
- ・練習同行の訪問介護員の施設の入場料、利用料、交通費等は事業所が負担します。

7. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

- ・事業所に直接お支払い
- ・郵便振替にて払い込み
- ・指定郵便口座、もしくは京都銀行口座からの自動引き落とし

8. サービス利用の変更

- ・契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には実施日の前日17時までに事業者申し出てください。尚、変更、追加につきましては、訪問介護員の稼働状況等を見ながらご契約者と協議をさせていただきます。
- ・外出支援開始2時間前に、大雨警報、大雪警報、暴風警報が出ている場合は中止とさせていただきます。
- ・大雨、大雪等天候、災害により外出することが危険だと事業所が判断した場合は、外出を中止させていただく場合があります。その際は、あらかじめご相談させていただきます。

9. 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

10. サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

11. サービス提供中の緊急時の対応について

- ・サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の対応を行います。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡等の必要な手立てを講じます。

12. 損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

13. 苦情・相談の受け付け

- ・当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受け付けをおこなっています。

所在地 京都市上京区大宮通中立売上る糸屋町198

電話番号 075-415-7711

FAX 075-415-7714

苦情受付担当者 管理者 東 友恵

苦情解決責任者 施設長 森田 健也
受付時間 日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

- ・運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授) 電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症の人と家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6580

(認知症の人と家族の会京都府支部)

- ・尚、当事業所以外にも相談支援事業所、各区役所でも苦情を受け付けています。

- ・上京区保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課

電話 075-441-5106

- ・国民健康保険団体連合会

電話 075-354-9090

14. 第三者評価の実施状況 有

実施日 令和3年12月23日

実施機関 京都市老人福祉施設協議会

令和 年 月 日

指定移動支援サービスの開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

聚楽ヘルパーステーション

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて聚楽ヘルパーステーションから重要事項の説明を受け、指定移動支援サービスの提供開始及び利用料の徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意しました。

利用者 氏名

印

署名代筆者 氏名

印

(本人との関係)